

1) 「20分未満の身体介護」について

【対応案】

- ・夜間・深夜・早朝時間帯について、日中時間帯と同様に、要介護3以上であって一定の要件を満たすもの限り算定を認める。
- ・「20分未満の身体介護」を算定する利用者に係る1月あたりの訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型（訪問看護サービスを行わない場合））における当該利用者の要介護度に対応する単位数の範囲内とする。
- ・「20分未満の身体介護」を算定する場合、同一建物居住者へのサービス提供に係る減算割合を引き上げる。

2) 「サービス提供責任者の配置基準等」について

【対応案】

- ・中重度の要介護者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業者について、特定事業所加算による加算を行う。
- ・複数のサービス提供者が行う業務について効率化が図られている場合には、サービス提供責任者の配置基準を「利用者50人に対して1人以上」に緩和する。

3) 「訪問介護員2級課程修了者であるサービス提供責任者に係る減算の取扱い」について

【対応案】

- ・23年度の介護給付費分科会において提示した見直し方針に従い、27年4月から、サービス提供責任者減算の減算率を引き上げる。
- ・減算率は、「訪問介護員3級修了者である訪問介護員に係る減算」の取扱いに準じ、△30%とする。
- ・ただし、減算が適用される訪問介護事業所が、人員基準を満たす他の訪問介護事業所と統合し出張所（いわゆる「サテライト事業所」）となる場合は、平成29年度末までの間、減算適用事業所を統合する訪問介護事業所全体について、当該減算を適用しないこととする。

4) 「生活機能向上連携加算の見直し」について

【対応案】

訪問リハビリテーションを行った際にサービス提供責任者が同行し、リハビリテーション専門職と利用者の身体の状態等の評価を共同して行った場合に限定している算定要件について、通所リハビリテーションのリハビリテーション専門職が利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行した場合も加算対象とする。

5) 「予防給付が事業化することに伴う人員・設備基準」について

【対応案】

訪問介護事業者が、訪問介護と総合事業における訪問事業を同一の事業所において一体的に運営する場合の人員・設備の取扱いは、訪問事業の累計に応じて、以下のとおりとする。

- ①訪問介護と「現行の訪問介護相当のサービス」を一体的に運営する場合
→現行の介護予防訪問介護に準ずるものとする。
- ②訪問介護と「訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）」を一体的に運営する場合
→現行の訪問介護員等の人員基準を満たすことが必要。サービス提供責任者は、要介護者数で介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数。